

平成28年(ワ)第380号放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)

平成28年(ワ)第696号放送法順守義務確認等請求事件(第2事件)

平成29年(ワ)第137号放送法順守義務確認等請求事件(第3事件)

平成29年(ワ)第466号放送法順守義務確認等請求事件(第4事件)

第1事件原告 宮内正巖

第2事件原告 溝川悠介外44名

第3事件原告 北野重一外57名

第4事件原告 高桑次郎外21名

被 告 日本放送協会

意見陳述書

2019年6月3日

奈良地方裁判所 民事部1B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐藤真理



原告準備書面（20）は、社会学者の須藤春夫法政大学名誉教授作成の意見書（甲153の1）（以下「須藤意見書」という）に基づいて、NHKの放送がいかなる公共的価値のもとに行われるべきかという社会的機能を中心に論じたものである。

時間の関係で、詳細は準備書面に譲り、ポイントのごく一部を口頭で述べる。

1 放送基本原則草案にみる放送の「公器」

終戦直後、アメリカ政府はNHKの民主的な改革のために民間人からなる「放送委員会」を作った。15名の委員には、宮本百合子（作家）、小林勇（岩波書店支配人）などが含まれていた。委員会のもとで作成された「放送基本原則草案」（1946年9月）の第1条には、放送の任務を「日本ガ近代的民主主義国家トシテ飛躍再生シ、世界ノ民主主義ノ水準ニ到達スルタメノ『公器』トシテ重大ナ任務ヲ有スル」と記載した。放送が戦争に加担したことへの反省が色濃く表れており、放送に新たな公共の役割を創り出そうとする気概に満ちた内容が見られた。

2 デジタル懇の報告書

2004年にNHK紅白歌合戦の担当プロデューサーによる制作費の使い込みが発覚し、NHKが激しい批判にさらされたのをきっかけに外部の有識者を集め「デジタル時代のNHK懇談会」を立ち上げ、2006年報告書「公共放送NHKに何を望むか－再生と次代への展望」（甲163）を発表した。委員には、長谷部恭男（東大大学院教授）、江川紹子（ジャーナリスト）、吉岡忍（作家）など17名が名を連ねていた。

同報告書に記された公共放送のあり方は、新たな「公共」を考える上で示唆に富む内容となっている。

4つに要約できるが、4番目の「視聴者が受信料を負担する

のは、NHKに質が高く楽しく、災害時などでも信頼できる放送を望むと同時に、このようなさまざまな番組が多様な意見や価値観の行き交う『公共空間の形成と育成』につながり、ひいてはそのことが社会や文化の成熟をもたらすと期待するからである。」との指摘がなされていることを紹介しておく。

このように公共放送のあり方を指摘した上で、NHKへの提言として「視聴者第一主義」を具体的に実践すべきだとしている。「視聴者第一主義」とは、広範な視聴者との不断の合意形成の努力であり、NHKは「自主自律」と「放送倫理」の遵守を基本に、各地域、各世代、各見解等に分け入って、視聴者の多彩な意向をていねいに汲み上げる努力を重ねなければならない、としている。

しかし、NHKは、この懇談会報告書に盛られた公共放送のあるべき理念やパフォーマンスを経営計画に反映することなく今日に至っている。

3 経営計画に「視聴者の知る権利」を担うとの視点が欠落

現在の2018年度－2020年度経営計画に盛られた公共的価値は、放送を一方向の伝達メディアとしてのみ理解している。マスメディアである放送は、一方向性のコミュニケーション特性を強く有するが、多様なコミュニケーション・メディア（機械的手段だけではなく視聴者との対話なども含む）を駆使することで双方向性を構築することは可能である。

経営計画に放送の公平・公正や民主主義の発展に寄与するなどの言葉はあるものの、それを実践する要である「自主自律」の確立と「放送倫理」の遵守が果たされていない。NHKの放送実践には「視聴者の知る権利」を担っているとの視点が欠落しており、政治権力との距離が保てなくなっている。

そのため、ニュース番組を中心に市民からのさまざまな批

判が寄せられる結果を招いている。公共放送の重要な役割である社会の「一体感を醸成する」機能は果たされず、逆にNHKの放送のあり方をめぐって視聴者の間に分断を招いている状態はきわめて深刻な事態である。

4 イギリスの公共放送BBCが示す公共的価値

外国の公共放送がその価値をどのように示し実践しているのかを見ることでNHKとの違いをあきらかにするとして、須藤意見書は、イギリスの公共放送BBCを取り上げている。

詳細は省略するが、BBCは「公共的価値の構築」の提案において、BBCの最も重要な貢献のひとつとして、人々に対してある事柄の背景と分析に強く関わった信頼のにおける、独立した、公平なニュースと情報を提供することだとしている。イギリスの民主主義に基礎的な要素を提供する助けになるのが、①正直で信頼できるニュース、②厳格な分析と広い視野、③気の利いた討論の提供であり、これらにより市民は投票に際しても自分の意見をもち行動することができるようになるのである。

ここに示された「市民性」や「社会的な結束と寛容性」の構築を内容とする公共的価値の目標は、NHKが公共放送を考える上できわめて重要な示唆を与えている。

5 「視聴者視点によるNHK評価委員会」の廃止

NHKも2005年から視聴者に「約束」を公表し、その評価を第三者委員会の「視聴者視点によるNHK評価委員会」に委託する説明責任システムを採用した。「約束」は①受信料にふさわしい、豊かで良い番組の充実、②受信料の公平負担の徹底、③視聴者の声の事業運営への反映、④不正を根絶し、透明性と説明責任を重視する運営、⑤経費の節減、⑥デジタル技術の成果の視聴者への還元の6項目である。しかし、調査結果はNHKホームページに2012年までしか掲載されておらず、評価

委員会も2012年度で終了している。今では視聴者への「約束」も明示しなくなっている。

NHKが第三者委員会に委託した方式をわずか7年で廃止した理由は不明であるが、データの抽出と評価はやはり第三者に委ね客観性を担保するべきが当然である。

市民団体「放送を語る会」のテレビ政治報道のモニター調査結果によれば、NHKニュースは「公平」の点で問題があると指摘されている（甲154～159）。

6 公共放送の自立

公共放送が公共的目的にそった機能を發揮するのは番組活動においてである。それを十全に保障するためには「放送の自由」が確保されていなければならない。「放送の自由」の確保の第一の要件は「政治権力からの独立」である。

二大政党制が機能するイギリスでは、保守党、労働党のどちらの政権時においてもBBCは報道の自由を守るために対応を重ねてきた。保守党サッチャー政権時代の1982年、フォークランド紛争勃発の際の報道では、自国の軍隊をイギリス軍、相手国の軍隊をフォークランド軍と呼んで客観的・中立的な報道につとめた。しかし、「わが軍」「敵軍」という愛国的な呼び方を期待していたサッチャー首相から強い非難を受けることになったが、BBCは、最後まで先の報道姿勢を貫いた。

労働党政権下で起こったアフガニスタン戦争（2001年）で、BBCは「戦争報道ガイドライン」を設定し、これまで慣例として使ってきた自国の軍隊を「英國軍」とし、「敵軍」より敵対する「国名」で表現するほうが適切であると公式に明らかにしている。

イギリスではイラク戦争の参戦に国論が大きく分かれたために、BBCは「戦争に反対する声」も積極的に報道したことか

らブレア政権から非難を受けて、緊張関係を引き起こしたが、B B Cは自らの報道姿勢を貫いたのである。

7 おわりに

B B CはN H K以上に国家との距離を保つのが難しい面を持っている。にもかかわらずB B Cのニュースに対する評価は、信頼、正確、公平のどれをとってもイギリス国内の商業放送（地上波、衛星）、主要新聞、ネットニュースなど15のメディアのなかで、唯一、50%強を越える数値を獲得している。

この結果はひとえにB B Cが公共的価値の達成を目指して、政治権力への監視機能を遂行し、市民社会の民主主義を実現するため公正な報道を続けてきたからにほかならない。政治権力からの独立は、自らの努力なしにはできないことをB B Cの経験は教えている。

公共放送が公共的価値を実現する目的は、市民社会の民主主義を実現することであるが、市民の知る権利を充足するために権力を監視し、「多様な意見や価値観の行き交う公共空間」を形成して「社会の一体感の醸成」、あるいは「社会的な結束と寛容性の構築」をはかる機能の実践にあるといえよう。現代社会はさまざまな局面において分断や細分化が進行しているだけに、N H Kに課せられた公共放送としての役割はきわめて大きい。

安倍チャンネル化が著しいと言われる今日のN H Kのニュース報道番組は、放送法第4条1項各号（政治的公平、多角的論点提示等）に明らかに違反するものであり、国民の知る権利及び民主主義の前進に寄与する公共放送とは到底、認められない。

以上